

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	衛生薬務課	整理番号	4-7-1
処分の種類	食品等の廃棄命令等				
根拠法令等・条項	食品衛生法第59条				
処分の概要	食品衛生法の規定に違反した食品等は、その食品等を廃棄又は危害の除去するために必要な処置をとることを命ずることができる				
処分基準	食品衛生法 〔廃棄命令等〕 第59条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条若しくは第18条第2項若しくは第3項の規定に違反した場合又は第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。 ② 内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第20条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。				
基準の制定根拠	食品衛生法第59条第1項・第2項、山梨県食品衛生関係行政処分施行要領				